

放射性セシウム汚染への家畜共済の対応のおしらせ ＝掛金納入の猶予措置など＝

家畜共済につきましては、常日頃より大変お世話になりありがとうございます。
す。

さて、食肉としての牛肉の放射性セシウム汚染による牛の出荷制限・出荷自
粛要請・移動制限が行われている場合は、家畜共済掛金の納入猶予などの特例
措置が実施されます。

共済掛金が工面できないことで、共済関係の失効など不利益が生じないよう
にするための措置です。

出荷制限・出荷自粛要請・移動制限の後に共済掛金期間（分納含む）が満了
する場合、満了日から出荷制限・出荷自粛要請・移動制限の解除後 60 日まで
が納入猶予期間となります。

また、掛金の納入猶予期間を延長した場合、その間に生じた事故の共済金は
速やかにお支払いいたしますのでご安心下さい。

なお、ご不明な点がございましたら、お近くのNOSA Iまでお問い合わせ
願います。

放射性セシウムを含む稲わらを牛に給餌していたことに伴う

出荷制限等に対する家畜共済の取扱い

1. 継続時期や分納払込期限を迎えている農家の掛金払込期間の延長

共済掛金の払込みは、通常、掛金期間満了日の翌日から2週間の猶予期間がありますが、この猶予期間満了までに、出荷制限や出荷自粛要請及び移動制限などがあった農家は、^(注) 出荷制限、出荷自粛要請及び移動制限が解除された日の後60日まで、共済掛金の払込みが延長されます。

(別紙ア参照)

また、共済掛金を分納している農家は、通常、第2回目以降の払込期限翌日から2週間の猶予期間がありますが、この場合も出荷制限や出荷自粛要請及び移動制限があった農家は、上述したように共済掛金分納払込期間が延長されます。

(別紙イ参照)

^(注) 出荷制限、出荷自粛要請が解除された日とは、組合員ごとに放射性物質の検査で、牛の肉の放射性セシウムの値が暫定規制値をはじめて下回った日です。

また、移動制限されている場合は、移動制限が解除された日です。

[参考]

出荷自粛要請された農家とは、出荷した牛肉から国の暫定規制値(500ベクレル/kg)以上の放射能が検出され、行政機関や団体から出荷の自粛を要請された農家のことです。

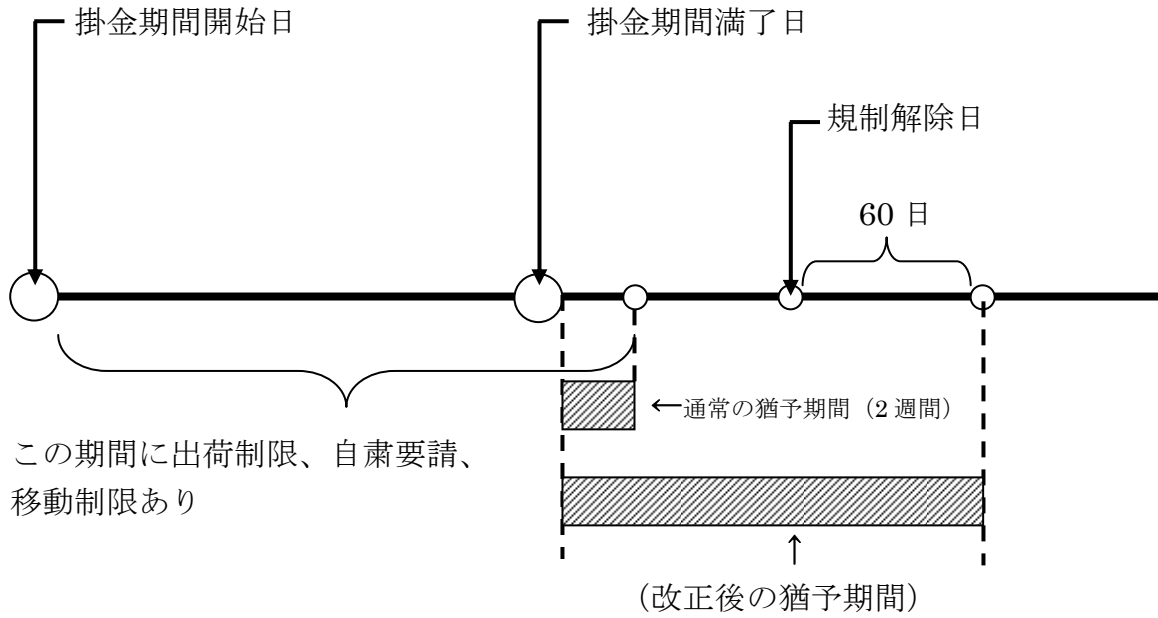
2. 共済掛金支払猶予期間延長中の事故の取扱い

通常と同様、今回の猶予期間延長中に共済事故が生じた場合でも、共済金を支払います。

ただし、猶予期間内に共済掛金が納入ならなかった場合は、その時に起こった事故に対して支払った共済金は、返還していただかなければなりません。

(別 紙)

ア. 一括納入及び分割納入 1 回目



イ. 分割納入 2 回目以降

